

(写)

3川人委調第790号

令和4年2月16日

川崎市議会

議長 橋本 勝 様

川崎市人事委員会

委員長 魚津 利 興



地方公務員法第5条第2項の規定に基づく人事委員会の意見について

令和4年2月14日付け3川議議第1028号により依頼のありましたこと
について、次のとおり意見を申し述べます。

議案第51号 川崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正す
る条例の制定について

この条例案は、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件のうち引き続
き在職した期間が1年以上であることとした要件を廃止すること、妊娠又は出
産等を申し出た職員に対し育児休業に関する制度を知らせること等の措置を講
じることを義務付けるものであり、異議はありません。